

役員退職金の過大判定で 国が逆転勝訴

東京高等裁判所は4月25日、死亡退職した役員に支給した退職給与の過大判定を巡る控訴審で、原判決の国側敗訴部分を取り消しました。

はじめに

東京高等裁判所は4月25日、死亡退職した役員に支給した退職給与の過大判定を巡る控訴審で、原判決の国側敗訴部分を取り消しました。

原審の概要

東京地方裁判所は、第一審において、本件役員退職給与の相当額の算定方法として平均功績倍率方が合理的であり、同業類似法人の抽出を妥当と判断し、国側の主張を支持しました。

しかし、平均功績倍率を少しでも超えると直ちに不当に高額とされるのは相当ではなく、**国側が算定した平均功績倍率に1.5を乗じた数値を基に算定した金額まで、損金算入される役員退職給与として相当と認められる金額と判断**しました。「平均功績倍率の1.5倍」という数値が突然登場したため、これが認められるのかどうかという点に大きな注目が集まりました。

役員退職給与として相当と認められる金額を超える部分の金額は損金不算入→平均功績倍率（平均功績倍率×最終月額報酬額×勤続年数）

国側は1.5倍が 独り歩きする恐れを主張

国側は控訴理由として、おおむね次の3つのようなことを主張しています。

1. 東京地方裁判所は、第一審において、損金算入される役員退職給与として相当と認められる金額について「平均功績倍率×1.5」に基づく数値で算定するのが

相当』という規範をたてている。その論拠として、平均功績倍率に基づく金額を少しでも超えると直ちに不当な金額とされるのは硬直的であるとしている。

2. しかし、この規範の適用は誤りで論理破たんしている。当事者間における主張ではないにもかかわらず、「平均功績倍率×1.5」という基準を唐突に掲げ、その算定根拠は示していない。
3. 1.5倍という数値が独り歩きし、今後、「平均功績倍率×1.5」の数値を基に役員退職給与を支給するということになりかねない。

納税者側は1.5倍に 数学的根拠は不要と主張

納税者側は控訴の反論として、おおむね次のような主張をしています。

- ・ 1.5倍について根拠なき数値という批判があるが、平均功績倍率を算定する際の比準法人の選定において売上の倍半基準を使うことに数学的根拠がないこと同様、一定のゆとりある基準を使うことについて数学的根拠は不要
- ・ そもそも平均功績倍率は法令で定めたものではなく、数学的根拠のない倍半基準を比準法人の選定に利用することなどを鑑みれば、平均値を参考に一定の基準を設けることは許容される。

こういった争いの結果として、国側の主張が認められることになりました。高裁がどのような解釈を示したかなどの詳細については改めて記事にしたいと思います。

黒字倒産は なぜ起こるのか？

企業が倒産する理由は赤字が何年も続いた結果として起こるものと考えられがちですが、黒字の企業であっても簡単に倒産する場合があります。黒字倒産について説明します。

はじめに

一度は「黒字倒産」という言葉を聞いたことがあるのではないのでしょうか。

企業が倒産する理由は赤字が何年も続いた結果として起こるものと考えられがちですが、黒字の企業であっても簡単に倒産する場合があります、その秘密は会計ルールとお金の流れに隠されています。

黒字倒産は簡単に起こる？

早速ですが、具体例で考えてみましょう。Aさんは、7月1日に小売業を営む資本金100万円のB株式会社を設立しました。

この場合、会社の預金には設立時に入金した100万円があります。

小売業ですから、まずは商品を仕入れなければなりません。

7月2日、B社はCという商品を150万円分購入し、これを受け取りました。支払いは8月末です。

B社は、仕入れた商品Cを8月29日に500万円分すべて売り上げ、同日引き渡しました。ただし、入金日は9月末です。

B社の会計データを見てみると、8月末の段階において、売上500万円、仕入150万円と350万円の利益が出ています。要は黒字です。しかし残念なことに、B社は8月末に支払わなければならない商品Cの代金150万円を支払うことができません。仮に資本金が丸々残っていたとしても、商品Cの代金150万円のうち、50万円は支払えないということになります。

せっかく500万円で売った商品Cの売上代金が入金されるのは9月末だからです。

今回は極めてシンプルな例でご紹介しましたが、つまりB社は、黒字ではありながら、8月末時点で支払うお金がなく倒産してしまう、ということになります。黒字倒産が起こる理由がお分かりいただけただけでしょうか。

発生主義と現金主義

会計は発生主義というルールに基づいて行われます。上記の例でいうと、会計上、売上500万円が計上されるのは入金の日である9月末ではありません。売り上げた商品Cは8月29日に売上が計上されます。

仕入についても同様です。会計上、仕入が発生するのは入金の日である8月末ではありません。商品Cを受け取った7月2日です。

売上、仕入ともに会計上それらを認識するタイミングと実際にお金が動くタイミングには一切の関係がありません。ちなみに、お金が動くタイミングで売上や仕入を計上することを現金主義といいます。現金主義に基づいて会計処理を行うことは、基本的に認められていません。

黒字倒産が起こる理由は、上記のとおり、会計上の収益および費用の計上とお金の流れが異なるためです。損益だけでなく、キャッシュフロー計算書などを使って手元資金の流れを把握しておくのは経営上極めて重要です。



マンション管理規約と民泊について

民泊新法が施行されて、新たに民泊事業を展開しようとする企業が増えています。今回はマンション（管理規約）との関係を考察していきます。

はじめに

東京都港区のマンションで管理規約に違反して民泊営業を続けていたとして、管理組合が民泊営業の差し止めを求めていた訴訟で東京地方裁判所は差し止めを認める判決を出していたことがわかりました。本件において、**東京地方裁判所は、被告男性が行っている民泊行為をマンション管理規約に違反するものと認定し、「募集を停止した」と言ったあとも実際には営業を続けていたことから、今後も継続する恐れが高いとして差し止めを認めました。**また管理規約に規定されていた違約金として弁護士費用9万円についても支払いを命じました。

事件の概要

報道などによりますと、問題となった東京都港区のマンションの一室を神奈川県鎌倉市の男性が2015年に購入し、民泊仲介最大手会社に掲載して民泊営業を行っていたとのこと。1泊約1万3000円で掲載され、外国人旅行者などが滞在していました。夜間にバルコニーで会話をしたり、ゴミの分別がされずに捨てられたりなど他の住民からの苦情が相次いだため、管理組合は管理規約を改正して民泊を禁止した上で男性に民泊の中止を申し入れたにもかかわらず、民泊は継続されていたとされます。そのため、管理組合側は2017年6月に提訴しました。

民泊新法と民泊

従来、民泊は旅館業法というところの「簡易宿泊営業」に該当し、旅館業法に基づいて許可を得る必要がありました。しかし、2018年6月15日に施行された住宅宿泊事業法（民泊新法）により民泊業が明確に定義され、事前登録によって営業を行うことが可能となりました。これまでグレーだった民泊営業が法的にクリアなものとなったと言えます。

マンション管理規約と民泊

マンションなどの**区分建物**（マンションのように、一つの建物の中に構造上区分され独立した部屋がある建物を「区分建物」と言います。このような区分建物はその構造上、区分所有法によって特別の規定がなされています）では、建物や敷地などの管理に関して管理規約を定めることができ（同法第30条1項）、この管理規約の設定、変更、廃止に関しては区分所有者の議決権の4分の3以上の賛成による決議が必要となり、この割合は変更することができません（第31条1項）。一般的には、国土交通省が作成し発表しているマンション標準管理規約という雛形をそのまま採用しているマンションが多数を占めていると言えます。

民泊新法に伴って昨年8月29日に民泊を許容する内容のものとして禁止する内容のものに改正されましたが、それ以前の標準管理規約では原則として禁止となっています。区分所有者は共同の利益に反する行為が禁止され（第6条）、そのような行為の差し止めや予防措置、建物の使用禁止などを求めることができ（第57条、58条）、場合によっては訴訟による引き渡し請求、いわゆる追い出しが可能となります（第60条）。

さいごに

現在管理規約を置いているマンションのほとんどは民泊を禁止していると言われています。特に高級マンションではプールやスパなどの共用部分があり、見ず知らずの民泊利用者がそれらを利用していたら他の所有者にとって不快であり資産価値を損なうといった点が理由とされます。**管理規約で禁止されている場合は訴訟に発展する場合もあるという点に留意して準備を進めることが重要**と言えるでしょう。

企業様向けセミナー開催 のお知らせ

弁護士法人アルファ総合法律事務所は、企業様に向けて、労務トラブルに関する第4回セミナーを開催致しました。

労務トラブルシリーズセミナー 第4回「クレーム対応セミナー」

平成30年8月23日に所沢市民文化センターミュージアムにおいて行われました企業経営者様及び総務や人事ご担当者様を対象とした労務トラブルシリーズセミナー第4回の様子をお伝えします。

テーマは、「悪質クレームの見極め方と炎上しないための初動対応」です。

近年、様々な業種で悩みの種となっている消費者とのトラブルやクレームへの対処。一步対応を誤ってしまうと、企業の根幹を揺るがしかねない事態へと発展してしまう危険性を孕んでいます。また、対応した従業員のメンタルヘルス問題にまで広がってしまい、優秀な人材を失う事態になることも考えられます。

今回のセミナーでは、社内で情報等を共有し、クレーム対応に強い組織作りをしていく重要性や、その具体的な取り組みなどにも触れ、外部の相談窓口（顧問弁護士等）への相談の有効性についても当事務所の代表弁護士/税理士の保坂光彦が解説しました。

今回は大変多くの企業様にご参加いただきまして、プロジェクター投影をしながらすすめ、最後は大きな拍手をいただき、大盛況で終わることができました。

今後も、定期的にこのようなセミナーを開催していく予定ですので、次回のご案内をお待ちください。

なお、当事務所では、社内研修や勉強会などにおける講師対応も行っております（顧問先企業様の一部を除き、有料となります）。お問い合わせ等は、HPのお問い合わせフォームからご連絡いただきますか、04-2923-0971 までお電話にてご連絡ください。



＜相続セミナーのご案内＞ ※定員40名
平成30年10月16日に所沢市センターミュージアムにて相続セミナーを開催します。当日は「法律・税金・保険」のプログラムがそれぞれ解説します！

講師：①弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士/税理士 保坂光彦

②税理士法人シン中央会計

税理士 守永紀子

③ブルデンシャル生命保険株式会社

首都圏第一支社

ライフプランナー 中井敏弘

下記サイトからアクセス頂くか、当事務所宛までご連絡ください。

＜事務所HP＞ <https://alpha-lawoffice.com/>

＜相続HP＞ <https://www.alpha-souzoku.com/>

～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を身近に感じていただくためのコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えていますので、よろしくお願ひ致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町1-4-3 朝日生命所沢ビル8階

弁護士法人アルファ総合法律事務所 TEL 04-2923-0971

HPは